

令和3年第2回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和3年8月5日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（11名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志

6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和 9番 安元慶彦

10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（1名）

5番 廣崎誠治

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆

会計管理者 佐矢野 靖・ 総務課長 永野英憲・ 住民課長 円入忠義

子ども未来課長 園田秀秋・ 教務課長 村上英之・ 総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好

議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和3年第2回上毛町議会臨時会議事日程

令和3年8月5日 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上毛町一般会計補正予算（第2号））

日程第 5 議案第39号 工事請負契約の契約の締結について（体育館新築工事）

日程第 6 議案第40号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第3号）

○ 会 議 の 経 過

開議 午前10時00分

- 議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。ご起立をお願いします。一礼して、ご着席願います。礼。ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。5番、廣崎議員より欠席届が提出されておりますので報告します。
- ただいまから令和3年第2回上毛町議会臨時会を開会します。
- 本日の議事日程は、お手元に配付の運営資料のとおりです。
-

- 議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本臨時会の会議録署名議員に、11番荒牧議員、1番高西議員を指名します。
-

- 議長（宮崎昌宗君）日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。安元委員長。

- 議会運営委員会委員長（安元慶彦君）皆様おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

議長から、第2回臨時会の運営について諮問を受け、8月2日に議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程（案）のとおり協議・決定いたしました。会期は本日1日とすることが適当であると決定いたしましたので報告します。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

- 議長（宮崎昌宗君）報告ありがとうございました。議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

- 議長（宮崎昌宗君）日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された議案は、町長からの専決処分1件、補正予算1件、その他1件の計3案件であります。

お手元に配付しています運営資料の議事日程を御覧ください。本日の日程は、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、引き続き議案内容の説明を受けた後、質疑を行います。質疑が終了した後、討論・採決を行いますので御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づき町長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4、議案第38号、日程第5、議案第39号、日程第6、議案第40号、以上3件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（坪根秀介君）皆さんおはようございます。本日ここに令和3年第2回上毛町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、東京で57年ぶりに開催中のオリンピックですが、無観客にもかかわらず連日熱戦が繰り広げられているところでございます。世界トップレベルの技とスピードは、青天をつくかのごとくスローで見なければ分からないレベルに達しており、ドラマチックな結末は想像を絶する感動を呼んでおります。コロナ禍での開催ではありますが、こうした状況だからこそ、東京オリンピックが不安を払拭し希望に変えられるよう、全世界が期待してやまないであろうと感じております。

同時に、オリンピックの主役はもちろん選手ですし、20代を中心とした選手のパフォーマンスと行動に世界中の人々が注目し、感動を呼び、憧れや希望を抱く極めて影響力の強い存在であることは確かですので、代表選手の皆さんは特に世界の若者の模範であることを自覚して責任ある行動に心がけ、栄光を不動のものにしてほしいと願うところであります。

今、日本では、20代、30代のコロナ感染者が爆発的に増加しております。オリンピックは間もなくパラリンピックへ移行しますが、全選手が有終の美を飾り、また、

東京オリンピックを契機にワクチン接種率の低い若者の接種が増加することを念願しますとともに、いまだ接種希望者で順番待ちの未接種の方々には、ワクチン接種が完了するまで、いましばらく不要不急な外出を自粛していただき、コロナ感染症も一刻も早くフィナーレを迎えられますことを心からお祈りいたします。

なお、16歳以上64歳以下の方々への本町におけるワクチン接種につきましては、いよいよ明後日8月7日土曜日からの3日間で、全ての希望者への1回目接種を予定しているところでございます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。今議会に提出しております案件は、専決処分1件、補正予算1件、その他1件の計3案件であります。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて。

令和3年度上毛町一般会計補正予算（第2号）であります。げんきの杜多目的ホールの空調設備が経年劣化により故障し、ワクチン接種会場として空調確保が必要であるため、仮設の空調設備を早急に設置する関係経費300万円の予算を6月28日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第39号 工事請負契約の締結についてであります。令和3年度当初予算において御可決いただいております体育館新築工事につきまして、7月27日に指名競争入札を実施し、8月3日に落札業者と仮契約を締結いたしましたので、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第40号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第3号）であります。今回の補正額は2,030万円を予定してございまして、歳入歳出予算総額61億3,095万8,000円とするものであります。

歳出の内容ですが、衛生費の環境衛生費では、本年度既に執行済みとなっております老朽危険家屋等除去促進事業補助金において、新たに老朽危険家屋撤去の申請があり、担当課における調査の結果、台風シーズン前に早急に対応する必要があることから、今回、補助金の追加予算を計上しております。

教育費では、げんきの杜管理費において、議案第38号で御説明いたしましたが、げんきの杜多目的ホール空調設備の改修経費を計上しております。

今回の補正財源につきましては、一般財源として地方交付税2,030万円を計上しております。

以上3議案であります、いずれも大変重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認・御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上毛町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、議案第38号につきまして御説明をいたします。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて。令和3年度上毛町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和3年8月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種会場のエアコンが故障し、抜本的な修繕には時間を要するため、ワクチン接種会場に仮設のエアコンを早急に設置する必要が生じたため、新型コロナウイルス感染症対策事業経費について、6月28日付で専決処分により予算措置を行ったものでございます。

次のページに専決第3号として専決処分書を添付しております。

次のページに令和3年度上毛町一般会計補正予算（第2号）を添付いたしております。

今回、専決による補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億1,065万8,000円としたものでございます。

補正予算の内容でございますが、予算書の7ページのほうをお願いいたします。

4款1項5目の新型コロナウイルス感染症対策費にげんきの杜多目的ホールの空調設備が経年劣化により故障したため、その対応として仮設の空調設備を早急に設置する関係経費といたしまして、13節使用料及び賃借料に、仮設エアコン6台、借り上げ期間約6か月間の賃借料といたしまして270万円、14節工事請負費に仮設エア

コンを設置するための配管工事費として30万円の増額補正を行わせていただいております。

この補正予算の財源につきましては、一般財源として普通交付税300万円を計上しております。

以上で議案第38号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。宮本委員。

○6番（宮本理一郎君）それでは御質問申し上げます。せんだつても関連質問をさせていただきましたが、今回、空調設備が故障したと、これは経年劣化であるというような御説明でございますが、コロナで使用回数が増えている、非常に使用頻度が高い、それによって劣化も激しいというような説明は非常に分かるんですが、一方、道の駅の空調設備、あるいは、ゆいきららの空調設備も同時に上がっております。だから、常識的に見ますと、コロナで使用量が増えたからどこの施設も空調設備が悪くなったという説明になりまじょうが、じゃあ、新規導入をした時期はどこの施設においても同じ時期だったのか、保守点検はどうなっていたのか。同じ時期に同じように経年劣化というものが起こるのかというような感じがするんですけど、それはどうですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）導入時期でございますが、げんきの杜、道の駅については同時期だったと思います。大平楽については1年ぐらい後ではなかろうかと思います。

今言われますようにコロナで使用頻度が増えたということではなくて、道の駅、大平楽等についてはコロナ対策としての空調設備を今回お願いしているものでございます。

多目的ホールにつきましては、今、指定管理で社会福祉協議会のほうに委託をしておるわけでございますが、その中で定期的な点検を行ったところ、今のところまだ問題がないという報告を受けた中で今回こういう故障があったということでございますので、これにつきましては経年劣化と我々も理解させていただいて、今回の専決処分につきましては、こういう形で仮設のエアコンで対策を行わせていただいたと。なお、現在、コロナのワクチン接種会場、また、今後、台風等の災害の避難場所としても使用させていただきますのでこういう対応が必要であったと御理解いただければと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） コロナで使用回数が増えて経年劣化ということは、保守点検をきちっとやっておればですね……。もうそろそろこれは経年劣化で使用不可能だな、新規導入、入替えをしなければいけないというような判断がいつ頃なされたのか。コロナで予防接種のお客さんがたくさん来始めて、「利きが悪いな。これはどうしようか」、点検したら「具合が悪いわ。新しくしよう」というようなことであればですね。

今の状態を見ていると、新規導入するまでに、今代替リースで5台か6台、空調を置いていますわね。その代替の費用はかかるし、新しいものもかかる。だから、私が言う保守点検というのは大事なんだよと。常にやっていて事前に「半年後、1年後は無理だから新規購入で入れ替えましょう」ということになれば、今の5台、6台使っている代替リースというのは不要だったというような考え方もできます。

ということで私が一番言いたいのは、町の施設そのものもそうですけど、施設内にある設備とか器具は町民、住民の財産だという考え方をもっと強く持っていただかないと。経年劣化という言葉の裏に、財源、お金があるから自由に新規に入れていいんだということにはならないと思うんです。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員、質疑をまとめてください。

○6番（宮本理一郎君） 分かりました。ということで、今回が非常にいい例だと思えますから、そういった町の施設や設備に関しては十分な保守点検を推進していただきたいと思えますし、コロナは住民の命がかかっていますから、これはやむを得ないと私は思います。

○議長（宮崎昌宗君） 答弁は要りますか。

○6番（宮本理一郎君） 要りません。

○議長（宮崎昌宗君） 要らないですね。三田議員。

○8番（三田敏和君） 保守点検をやったというふうに言われておりましたが、ちなみにいつやったのか、その時期を教えてください。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 保守点検につきましては、例年5月末にやっております。今回の多目的ホールの空調でございますが、5月末のチラーユニットの保守点検で暖房から冷房に切り替えましたときに不具合を発見したということでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君）では、その不具合が今回、冷房というか、それに問題が出てきたということなんですか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）そうです。今回切り替えるときにそういった状況が分かったということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。3回目です。

○8番（三田敏和君）では、保守点検者が切り替えるときに何か異常なことをやったとかいう状態はないですよ。そういうふうになんかちょっと思うわけですけど、そんなことはありませんでしたか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）そういったことはございません。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上毛町一般会計補正予算（第2号））は原案のとおり承認することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第39号 工事請負契約の契約の締結について（体育館新築工事）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（村上英之君） それでは、議案第39号につきまして御説明させていただきます。

議案第39号 工事請負契約の締結について。

令和3年7月27日、指名競争入札に付した体育館新築工事について次のとおり工事請負契約を締結する。令和3年8月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

1、契約の目的、体育館新築工事。

2、工事場所、上毛町大字安雲地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、24億5,308万8,000円。

5、契約の相手方、福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目13番23号、東洋建設株式会社北九州営業所所長、大谷達男。

6、工期、本契約の効力発生の日から令和5年2月10日。

理由でございますが、体育館新築工事に係る工事請負契約について、予定価格が5,000万円を超えるため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の次ページに工事内容等を記した位置図をつけております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（宮崎昌宗君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。安元議員。

○9番（安元慶彦君） 私は契約の相手方を云々と言うわけではございませんけれども、14者を指名して4者が応札、10者が辞退、これはちょっと異常じゃないかなという感じが私はするんですよね。それで、分からないものの想像としては、いわゆる現在進行しておりますコロナ禍によって資材の調達が難しいのか、あるいはこれもコロナ禍によって人材の確保が難しいのか、手持ちの仕事が各社とも多いのか、はたまた、こんな小さな金額ではできませんよと言って辞退するのか、この辺は分からんわけですけども、14者を指名して、立派な会社を指名していると思うんですけども、やはりより多くを指名するということは言うまでもありません。最少の経費で最大の効果を生むための指名競争ということになっておりますし、さらには数が多いことによって談合というものが防止されていく、こういう目的を持たせておると思うんですけど、この辺はどんなもんでしょうか。

それから併せてちょっとお尋ねしておきますが、工事完成保証のほうはどのような手だてになっておりますか、その辺をお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 議員から御質問ありました14者から4者まで減った理由ということですが、主な理由として人員確保が難しいということを知っています。その要因といたしまして、現在、九州地域においては福岡市の天神地区で再開発が進められており、そちらに多くの人員が必要な状況であるということを知っています。

それともう1点、コロナ禍の影響によりストップしていた工事が、現在、一斉に動き始めている状況にあるということで人員が集中する傾向にあるという話もございました。

○9番（安元慶彦君） もう一つ、工事完成保証のほうは。

○教務課長（村上英之君） 保証金の関係でしょうか。契約の保証金の額については、請負代金または契約代金の100分の10以上の額というふうに規定されております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 安元議員。

○9番（安元慶彦君） 課長の答弁の中にありましたように人材確保が非常に難しいということのようですが、それはそういうことがあるのかも分かりませんが、この14者が全部オリンピック関連の工事をしたかどうか知りませんが、そういうところと比べたら非常に単価が安いというか、そんなこともあるんじゃないかというような感じが素人ながらするわけですね。

東北の東京電力の原子力の復旧のあれなんかも相当の工事金額で、業者は相当潤っておるといようなことで、下請に出すのに、ある会社の部長がリベートを2億ぐらいもらって、この前、国税庁か何かから摘発されました。それだけお金がだぶだぶしているという感じがしないかと思うんですね。そういうのから比べると、非常に、こんなことで仕事ができるかというようにあるのかなという感じがするわけです。

それから工事完成保証は、以前はこれと同等の会社が保証人になって完成を私のほうが保証しますということでした。その後は、金融機関のほうが保証というように移りかわっていると思うんですけども、その辺は今どういうふうになっていますか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）契約保証金につきましては、本契約においては前払い保証事業会社の保証による債務不履行に対する保証というふうになっております。

○議長（宮崎昌宗君）よろしいですか。安元議員。3回目です。

○9番（安元慶彦君）それと、これから工事が始まるわけですけれども、いわゆる設計業者による管理のほうはどのようなふうになっておりますか。こちらの現場のほうに事務所を設けて常時そういう者が滞在しながらやっていくという、その辺はどうですか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）管理業者につきましては、株式会社ナップ建築設計事務所のほうと契約を結んでおります。管理については、こちらのほうに常駐していただくようにしております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）安元議員と重なるところもあるんですが、まず1点目ですが、14者が指名に入っていますが、辞退が10者、失格が1者。それで、現在の木材の高騰による影響はないのかどうか、この点についてお伺いいたします。

それから、契約不適合責任期間は法的には2年ということですが、過失の程度によって10年から5年、2年とか、こういうことがあるのではないかと、お尋ねいたします。

以上、2点です。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）木材の高騰による影響ということですが、今回、体育館に使う木材につきましては町の木材を使いますので、その影響はないというふうに認識しております。

それと契約の不適合責任ということでございます。これについては、設備を除き2年、設備については1年ということになっております。

○議長（宮崎昌宗君）以上でよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）失格の理由。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）失格の理由については、予定価格を超えていたため失格となっています。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）それから、契約の不適合責任期間は2年ということですが、法が改正されて2年ということで、前回の契約のときもそういう説明がありましたが、一律ではなく、過失の程度によって10年とか5年という場合もあるのではないですか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）契約の約款では、引き渡しを受けた日から2年以内でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額請求、または契約の解除をすることができないと記載されておりますので、2年というふうになります。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。3回目です。

○議長（宮崎昌宗君）それは一律通常そうかもしれませんが、瑕疵担保の責任期間は過失の程度がありますよね。やっぱり状況によっては程度があると思うんですよ。そうした場合に、一律の2年ということではなくて、10年という場合もあるし、5年という場合もあるんじゃないですか。ここらあたりは検討されなかったんですか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）程度といたしますか、今言いました内容が約款のほうにうたわれております。ただ、設備機械本体等の契約不適合については、引渡しの際に発注者が検査をして一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求することができるということになっております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

○9番（安元慶彦君）議長、もう1回。

○議長（宮崎昌宗君）もう3回しておりますけど、何か特別ありますか。

○9番（安元慶彦君）はい。

○議長（宮崎昌宗君）はい。

○9番（安元慶彦君）町長にちょっとお尋ねです。この工事による地元業者の育成といえますか、そういった面はどんなふう考えておりますか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）本日、議会で御承認いただければ、当然、ゼネコンのほうが挨拶に来ると思いますので、極力地元を使ってほしいという願いはしようと思っています。ただ、高いのに使えということではできませんので、土俵に上げてほしいと、その上で見合えば使ってほしいというぐらいのお願いしかできないだろうと思います。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第39号に反対の立場から討論いたします。

契約不適合責任期間が2年ということは非常に短いということを指摘して、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第39号 工事請負契約の契約の締結について（体育館新築工事）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第40号令和3年度上毛町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、議案第40号につきまして御説明をいたします。

議案第40号、令和3年度上毛町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度上毛町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,030万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,095万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年8月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

それでは、予算書の7ページをお願いいたします。歳出予算でございますが、4款1項4目環境衛生費に50万円の増額補正をお願いしております。

内容でございますが、18節負担金補助及び交付金に、安全安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図るために使用されず適正に管理されていない老朽危険家屋の撤去に対して交付する補助金1件分50万円をお願いするものでございます。

当初予算において3件分の予算をいただいておったところでございますが、既に執行済みであり、また、申請のあった家屋については、傷みも激しく、台風のシーズン前の撤去を申請者のほうも希望されておりますので、今臨時会での予算計上をお願いするものでございます。

次に、予算書の8ページをお願いいたします。9款4項4目げんきの杜管理費に1,980万円の増額補正をお願いしております。

内容につきましては、議案第38号で御説明をいたしました。げんきの杜多目的ホールの空調設備を抜本的に改修する経費といたしまして、1,980万円を14節工事請負費をお願いをいたしております。

以上が歳出予算でございます。

なお、今回の補正予算の財源といたしましては、一般財源といたしまして普通交付税を2,030万円計上させていただいております。

以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。安元議員。

○9番（安元慶彦君）古い家屋の取壊しですよね。これはすぐかやると誰が判定をするのか。

といいますのが、私の近所の地域でほっちゃったらどしんと落ちたわけだ。家の人は実際にはいないんだけど、ある人が委託されちゃって、まだ大丈夫じゃろうと思う

ちよつたらどんと落ちて、近所の人は地震が来たかと思うたつと、ばーつとすわったもんだから。ところがそれを役場に言っても手後れ。事前に言っていないから。ですから、これを調べるのは建築士か何か調べるのか、あるいは、持家の方が役場を呼んで、ちよつと傾いちよる、見てくれない、どげなふうなじやろうかということになるのか、その辺の判定の基準はどんなものですか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（円入忠義君）判定の基準については要綱の別表に判定基準の表がありまして、それを基に住民課の職員が判定をしております。専門家の評定とかではありません。

町は一応、自発的に判定しているわけではなく、対象者からの申請があつて初めて現場に行つて判定をするという方法を取つております。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）これは広報で知らせておるかね、町民に。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（円入忠義君）毎年4月だつたと思うんですけど、遅くなつて5月になるかもしれませんけど、4月から5月の広報でお知らせをしております。

○議長（宮崎昌宗君）安本議員。3回目です。

○9番（安元慶彦君）できたら、こういうことはやっぱり放送か何かをしましてね。なかなか広報をみんなが読んでいるか分からんし、今言つたようなことで本当に耐え難い話なんです、手後れというのは。そんなことなら役場に言えばよかつたと言つても、かやつているからどうしようもならんということで、はよいや手後れちゅうことでね。そういう実態がありますから、私はああいうような放送でやつてもらつと。

課長が替わつたからしようがないけど、盛んにイノシシや何か追うのは頻りに放送しよりますけど、そういうような形で、そう頻繁にはしなくてもいいけど、危険家屋というものに対する皆さん方の認識を深めてもらうためには、ああいう放送施設を使つてやるといいんじゃないかと思つます。これ要望として言つておきます。

○議長（宮崎昌宗君）答弁はよろしいですか。

○9番（安元慶彦君）答弁できますか。

○議長（宮崎昌宗君）じゃあ、いいですね。

三田議員。

○8番（三田敏和君）1点だけ御確認します。老朽家屋ということで申請があつて対応したということなんですが、今回1件だけの補正というか1件だけ組んでおりますが、そのことについてちょっと若干お聞きをしたいというふうに思います。

今年度、3件、当初予算でしとって、それが三か月ぐらいで埋まってしまった、執行水準になってしまったと。そういう経緯から、今まであんまりこういうことはなかったような気が私はしているんですが、そういう中で非常にいい事業だなというふうに思っているんですけど、50万限度で出るちゅうことは。3件が埋まってしまった経緯と、今回、行って危ないという中で補正を組んだんでしょうが、町として、先ほど申請がないとというふうに言われましたが、危険家屋というのを町がどのぐらい把握しているのか。もちろん本人が申請しないと手をつけないというのは分かるわけですけど、やっぱり町として老朽家屋の把握、それが危険性があるもの、それから異常な犯罪によくするものとかいろんなことがあるわけですけども、そういうことについてどのぐらい町が把握しているのか。1件だけしか組んでないんで、今後の中でもしそういう申請があつても来年で、今年度補正予算を組むということはないんでしょうね。その3点をお願いします。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（円入忠義君）まず、経緯といたしますか、今年は例年に比べて早めに申請があつたというのが正直なところで、3件とも執行が終わっています。今回の件については6月の補正が終わってから相談があつたので、それによって判定したところ対象になるということで今回お願いしました。所有者の方も台風シーズンを心配されていますので、早めにとということで相談された結果が今回の予算という経緯でございます。

それから、危険家屋の把握ということで、1件は前から把握しておりまして、再三、所有者の方に「補助金を活用して対策をとられませんか」というお話はしておりますが、なかなか資金的に苦しいということでできていないところがあります。場所としては、宇野の吉本公園の近くでございます。

それくらいでしたか。

○議長（宮崎昌宗君）三つあつたですよ。

○8番（三田敏和君）三つです。

○住民課長（円入忠義君）もう一つは。

○議長（宮崎昌宗君）何だったですか、もう一つは。

○8番(三田敏和君) 今後申請があっても受け付けないということによろしいのでしょうか。

○議長(宮崎昌宗君) 住民課長。

○住民課長(円入忠義君) 今後については、補正予算で対応できるところは対応していきたいと思うんですけど、補助対象になっていますので今回は一般財源でやっていますが、なるべく補助を使いたくて、一応変更は10月に変更申請があるので、それまでに間に合うのであればと思っております。

○議長(宮崎昌宗君) 三田議員。2回目です。

○8番(三田敏和君) 老朽家屋とか危険家屋の把握が1件だけだということですが、先ほど安本議員が言われた、どんどん落ちたというのも実際に把握されとったのかどうかね。その辺も含めて、もっと自治会長等を通じて、把握の能力を上げるべきではないかなというふうに思うんですが、その辺いはかがですか。

○議長(宮崎昌宗君) 住民課長。

○住民課長(円入忠義君) その点はまた、指摘がありましたので、自治会長さんあたりを通じて情報提供なりをお願いしたいと思っております。

○議長(宮崎昌宗君) 三田議員、以上でよろしいですか。ほかに質疑ございますか。
(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) これで質疑を終わります。
これから討論を行います。反対討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありますか。
(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。
これから、本案を採決します。
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君) 全会一致。したがって、議案第40号 令和3年度上毛町一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君) 以上で本日の日程は全て終了しました。令和3年第2回上毛町議

会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時43分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 月 日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員